

十月二十日 農林省第二百九十八号 (總務省農林部事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第二号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第三号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第四号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第五号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第六号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第七号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第八号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第九号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十一号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十二号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十三号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十四号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十五号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十六号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十七号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十八号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第十九号 (農林省事務官の官制) (官制)
十月二十六日 農林省令第二十号 (農林省事務官の官制) (官制)

財団法人協調會大阪支所

司會者 野田律太

手帳
ノ
後

壇上ノ附近ニ次ノ如キピラヲ掲ゲテアツタノガ聴衆ノ目ヲ惹イタ
「硝子工ノ食物ト寢室ト体格トお稻荷様」逸見直造
「おれは硝子工の爭議を待つて居つたぞ、やれやれやれつ」金正
金兵衛

「國家の義務教育」福岡新之助
「石が流れて木の葉が沈む」石谷熊夫
「世界一の労働者を持つ大阪の名譽但し尻がら」大矢省三
大山峻

開會ノ辭ヲ述ベテ開戦ヲ祝シタ
中富伊三郎
資本家及ビ官憲ノ横暴ヲ呪ヒ團結ノ必要ヲ述ベタ
三 木 豊
小ナル工場ヲ大ニナスノハ労働者ノ血ト肉ノ結晶デアルト述ベ資